



## 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 大阪府摂津市東別府三丁目7番2号

氏 名 株式会社エコプランニング  
代表取締役 塩見 頼彦

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

京都府知事 西脇 隆俊



許可の年月日 令和元年11月18日

許可の有効年月日 令和6年11月17日

### 1. 事業の範囲

(積替え又は保管を含まない)

- ①汚泥 (水銀又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、ベンゼン又は1,4-ジオキサンを含むことにより有害なものに限る。)
- ②廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、ベンゼン若しくは1,4-ジオキサンを含むことにより有害なものに限る。)
- ③廃酸 (水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は水銀又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、ベンゼン若しくは1,4-ジオキサンを含むことにより有害なものに限る。)
- ④廃アルカリ (水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は水銀又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、ベンゼン若しくは1,4-ジオキサンを含むことにより有害なものに限る。)
- ⑤廃石綿等  
以上5種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さなし

3. 許可の条件  
なし

4. 許可の更新又は変更の状況  
令和元年11月18日：当初許可

5. 積替え許可の有無 有・無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無